

介護相談員派遣の流れ（事業者依頼分）

1	介護相談員の訪問について、利用者の了解を得る。
2	依頼書（様式 1）を市へ郵送
3	市の担当者から受理確認の連絡及び疑義内容がある場合は確認
4	市事務局から利用者へ訪問日時のアポイント取り（原則受理した翌月以降、受理日によっては翌々月以降）
5	利用者、ケアマネジャー、訪問介護事業所（該当ない場合は除く）へ訪問内容の通知
6	訪問日に介護相談員が訪問
7	介護相談員が報告書を事務局へ提出。今後の対応について引継事項がある場合、内容を介護相談員又は事務局から事業者に連絡